

1. 地域における技能振興に係る業務について

1. 技能五輪全国大会の予選の実施等

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施

ア 西洋料理職種、電気溶接職種、電気職種、和裁職種の4種類について予選大会を行います。

(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加に対する支援

ア 技能五輪全国大会の参加、若年者ものづくり競技大会の参加選手及び選手の指導員に対して旅費及び工具運搬等の援助を行い中小企業等の大会参加を支援します。

2. ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組み

(1) ものづくり体験を通じた地域交流

ア 県民に対し技能の重要性、必要性やものづくりの興味を喚起するため、様々な機会に周知し、ものづくりマイスター・IT マスター(以下、「マイスター等」という)等のステージでの実演や技を伝える作品展示、ものづくり体験、職種紹介等を内容とした「ものづくりイベント」等を開催します。

イ 中央技能センターが実施する技能競技大会展等の技能振興の実施について周知業務等の協力を行う。

ウ 各地域で行われている「技能振興」や「技能者育成」などに役立つ特色ある取組を「地域発！いいもの」として応援し、募集に係る周知、応募書類の受付、取りまとめ、中央技能振興センターへの送付及び結果通知の応募者への送付などの業務を行う。

エ 企業・教育訓練施設等からのマイスター等の非登録職種及び対象分野に該当しない職種等の実技指導の要請を受けた場合には、熟練技能者等の派遣により実技指導を実施します。

オ 技能検定制度のさらなる周知・普及を図るため「グッドスキルマーク」を通じ、技能を生かした製品の普及、募集に係る通知、応募書類の受付、中央技能振興センターへの送付及び結果通知の応募者への送付などの業務を行う。

カ 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援(センターが示す編集方針に従って被表彰者の就業地を管轄するコーナーが当該被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出)を行う。

2. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務

1. ものづくりマイスター等候補者の開拓

(1) 当県のものづくりマイスターは、48職種、延べ351名となっておりますが、認定者がいない職種、或いは少ない職種を中心に開拓を行うとともに、マスター等の開拓を含めより一層の登録者拡大を図ります。

3. マイスター等の活用に係る業務について

1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等の実施

- (1) 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した、若年技能者の人材育成に係る取組み方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びマイスター等の派遣のコーディネート等を行います。

2. マイスター等の派遣による指導の実施

- (1) 業界団体・企業・教育訓練機関が求める技能・知識等に対する指導を実施します。
また、基礎的な実技指導を希望する場合等に必要に応じ技能検定試験等の実技課題の一部を用いて実技指導を行います。

3. 地域教育機関関係者・学生等に対する「ものづくりの魅力」の発信

(1) 学校の授業等へのマイスターの派遣

- ア 希望により選定した職種について、マイスター等を派遣し、児童・生徒にものづくりの楽しさ・素晴らしさを体験できる指導を行い技能・技術への関心を高め、ものづくり県としての発展を担う人材育成・確保につなげます。

(2) 学生生徒等を対象とした事業所等見学会の開催

- ア 職業教育の一環として、小・中・高等学校等の生徒が技能の役割等への理解を深めることを目的とし、マイスター等の勤務場所等の事業所見学とマイスター等による講義を行います。

(3) 学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の開催

- ア 学校の教師、保護者等を対象に、技能・技術への関心を高めるために、マイスター等を派遣し、「ものづくりの魅力」講座等を実施します。

(4) IT の魅力発信

- ア 将来の IT 人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能をもつ技能者(IT マスター)を派遣し、講習を実施します。

(5) サポートステーションに対するマイスター等の派遣

- ア サポートステーションと連携を図るとともに、就労に向けた実習訓練等にマイスター等の派遣を行います。

(6) 学生生徒を対象とした「マイスター等」の働く職場での職場体験実習の実施

- ア 中・高等学校等の生徒が職場教育の一環として技能の役割への理解を深めるとともに、技能士も自らの技能に誇りを持ち士気を高めることを目的にマイスター所属企業等の協力を得て職場体験実習を実施します。

4. 地方公共団体、経済団体、教育機関関係者等との連携会議の設置・運営について

- (1) 地方公共団体、教育関係機関、労働力、経営団体、労働組合組織等の関係者による連携会議を設置し、本県の産業特性、就業構造等を踏まえた本事業の推進計画、進捗状況の管理など年2回の連携会議を行います。